

廿日市市中小企業融資信用保証料補給費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の経営の安定と発展を図るため、広島県信用保証協会の保証により廿日市市中小企業融資（以下「融資」という。）を利用した者に対し、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、当該融資に係る信用保証料補給費補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、市内に事業所、店舗、又は工場を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の中小企業者及び同条第3項の小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 融資の要件を満たす者
- (2) 融資に係る広島県信用保証協会の保証を受けた者
- (3) 令和8年10月1日から令和9年3月31日までに融資の実行を受けた者
- (4) 次のいずれにも該当しない者

ア 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該

当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、広島県信用保証協会へ支払った当該融資に係る保証料の全額とする。ただし、1 補助対象者につき 25 万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資に係る保証料を支払った日から3か月以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、廿日市市中小企業融資信用保証料補給費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広島県信用保証協会の保証を受けたことを明らかにする書類の写し
- (2) 保証料を支払ったことを明らかにする書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、廿日市市中小企業融資信用保証料補給費補助金交付決定兼額確定通知書(別記様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、廿日市市中小企業融資信用保証料補給費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 対象事業者は、交付申請書が受理された後に申請を取り下げる場合は、遅延なく市長に廿日市市中小企業融資信用保証料補給費補助金申請取下書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、廿日市市中小企業融資信用保証料補給費補助金交付決定取消通

知書（別記様式第5号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該融資の一部又は全部の繰上償還により、信用保証料の返戻金が生じたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付対象要件に該当しない事実が発覚したとき。
- (4) 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (5) その他不正の行為があると認められたとき。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第9条 申請者は、第7条の規定に基づく取消しにより、補助金の返還が命ぜられたときは、規則の定めに従い、加算金及び延滞金を納付しなければならない。ただし、第7条第1項第1号の規定に基づく取消しによるものは除く。

（帳簿の備付け）

第10条 申請者は、当事業に関する帳簿及び書類を備え、これを当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。